



平成21年5月26日

各 位

会社名 株式会社東急コミュニティー  
代表者名 代表取締役社長中村元宣  
(コード番号: 4711 東証第一部)  
問合わせ先: 経営企画部広報センター  
TEL 03(5717)1551

### 定款の一部変更について

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更について」を平成21年6月23日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度(株券電子化制度)に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となった株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。

また、株券喪失登録簿について、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで、これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものです。

なお、現行定款第6条(発行可能株式総数および株券の発行)第2項について、決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、同法の施行日を効力発生日として、当該規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23日(火曜日)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月23日(火曜日)

以 上

【別紙】

(現行定款の変更部分を抜粋しております。下線は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および株券の発行)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、52,000,000株とする。</p> <p><u>2. 本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 本会社は、前条第 2 項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (記載省略)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては、取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、52,000,000株とする。 (削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては、取り扱わない。</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては、取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>